

上里町空家等対策計画 (概要版)



上里町マスコットキャラクター
こむぎっちゃん

空家の問題を「困りごと」にしないために

空家の問題は、誰にでも起こりうる身近な課題です。

相続や転居などにより、空家の持ち主や管理をする立場になることがあります。

上里町では、空家を活かし、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

1

「上里町空家等対策計画」の概要

空家等対策計画
とは

本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。
空家等の発生を防ぐとともに、適切な管理や活用を進め、安心して暮らせる地域環境を保つための計画です。

計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

対象となる地区

町内全域

対象となる
空家等

空家等 | 建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）のことをいいます。

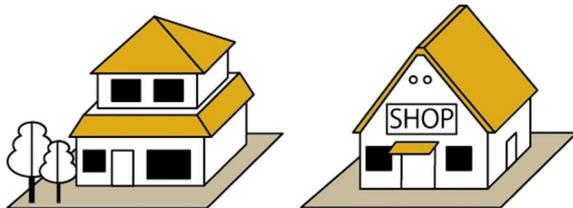
（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）第2条第1項）

2

空家について

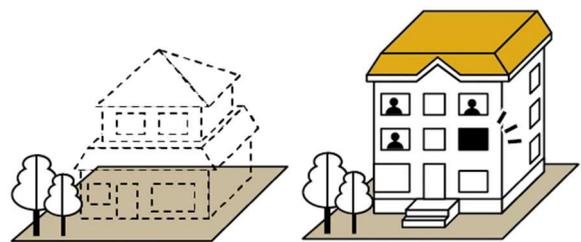
空家とは、年間を通して人が住んでいない家や、使われていない建物のことです。

住宅のほか、店舗や事務所などで、1年以上誰も住んでいない、または使用されていない建物も空家等に含まれます。



「空家等」の対象

お店など住宅以外の建築物も「空家等」の対象になり得ます。

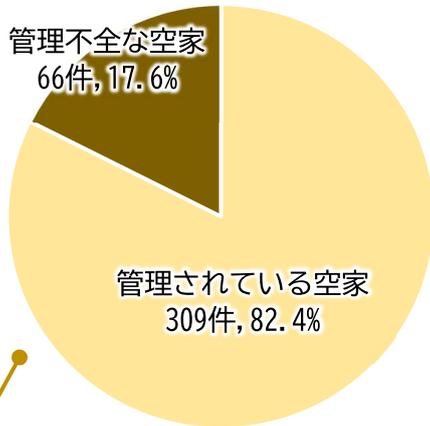


空家等の跡地や、空き住戸は「空家等」に含まれません。

3

上里町の空家等の現状と課題

<空家総数及び割合>
(空家総数：375件)

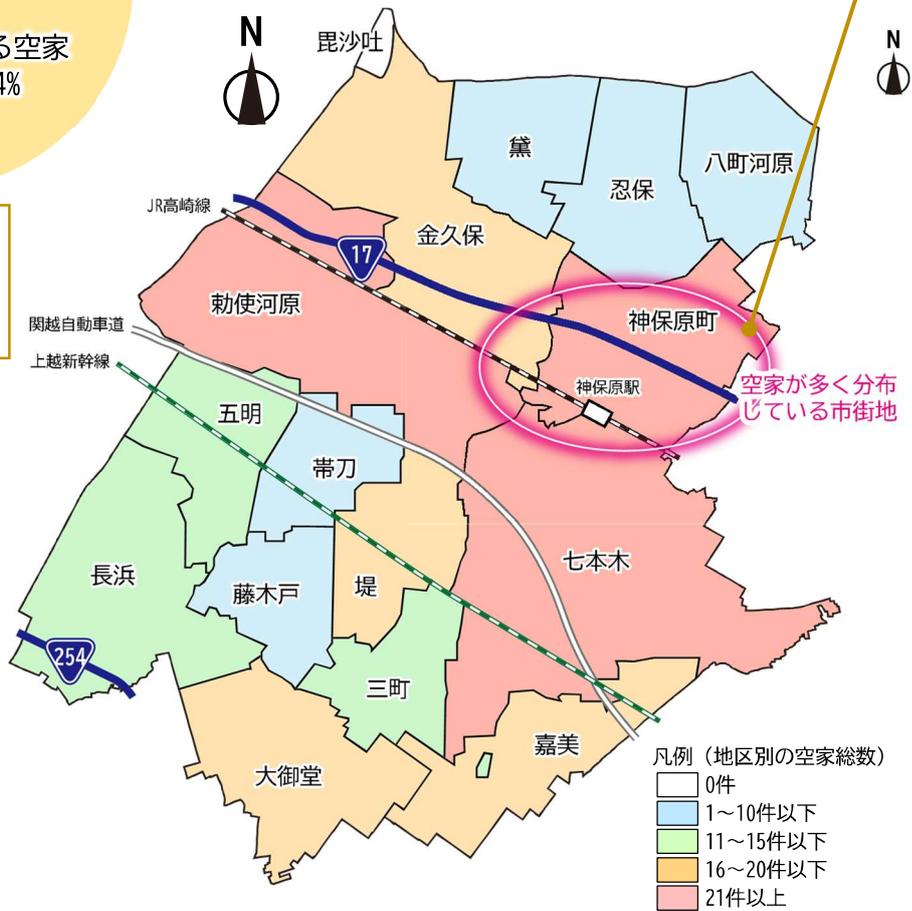


◆町内の空家は375件。うち、66件が管理不全な空家でした。

◆町内の広範囲に空家が点在している一方、特に神保原駅北側の市街地に集中しています。
◆市街地では、生活道路の狭隘区間や不整形道路が多く、建築基準法上の接道義務を満たしていないなど、法的課題を抱える空家が放置され、管理不全の状態となるおそれがあります。

<地区別の空家数>
(上位の地区)

地区	空家総数
神保原町	127
七本木	85
勅使河原	26
大御堂	20
堤	20
嘉美	20
金久保	18



4

放置された空家があると・・・

◆管理不全な空家の約半数は、「そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態」にあり、今後、地域の生活環境や住民生活への影響が懸念されます。

<主な影響>

- ・倒壊や火災などのリスクの増加
- ・草木の繁茂や害虫の発生
- ・景観の悪化など周囲の住環境への影響
- ・防犯面の不安の増加や地域の魅力や資産価値の低下



5

上里町の空家等対策

基本方針1 空家等の 実態把握と 対応

空家等を早期に把握し、老朽化する前の段階で所有者等への助言や支援につなげます。



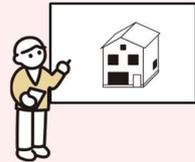
【具体的な施策の例】

- ・ 継続的な空家等の実態調査の実施
- ・ 空家等の情報管理
- ・ 空家等相談サービスの提供

詳しくは
次ページで！

基本方針2 空家等の 発生予防

相続や管理、活用に関する正しい知識や制度を分かりやすく周知し、早期の相談や行動を促します。



【具体的な施策の例】

- ・ 町の広報誌やホームページ、町からのお知らせと併せた周知
- ・ 空家等の発生予防に向けたセミナーや相談会の開催、既存事業を活用した取組の推進
- ・ 特例措置制度と相続登記義務化の周知

基本方針3 空家等の 利活用の促進

空家等を居住や事業、地域活動など多様な用途での利活用を促進し、地域の活力の維持・向上を図ります。

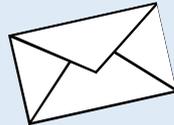


【具体的な施策の例】

- ・ 町の広報誌やホームページ、町からのお知らせと併せた周知（再掲）
- ・ 空家等の除却補助制度の検討
- ・ 空き店舗等の利活用補助制度の検討
- ・ 空家等相談サービスの提供（再掲）

基本方針4 管理不全な 空家等の解消

管理不全な空家等について、所有者等への適切な管理の依頼や制度の周知を行い、改善を促します。



【具体的な施策の例】

- ・ 空家等の適切な管理の依頼
- ・ 空家等の適切な管理に向けた助言・指導
- ・ 管理不全空家等・特定空家等の検討・認定
- ・ 空家等に対する措置及び跡地対応への検討・実施

基本方針5 関係団体等の 多様な主体 との連携

行政だけでなく、地域住民、民生委員、不動産・建築・法務等の関係団体等と連携し、持続可能な空家等対策を推進します。



【具体的な施策の例】

- ・ 空家等対策協議会の組織・運営
- ・ 空家等対策に関する庁内関係各課の実施体制の整備
- ・ 関係機関や関係団体等との協定
- ・ 庁内担当課以外の連携体制の構築

6

困った時の相談窓口

空家でお困りの場合は、相談窓口へご相談ください！



町の空家等に関する相談窓口（令和8年（2026年）3月現在）

内容	担当課	電話
・空家等に関する総合相談窓口	まちづくり推進課	0495-71-6511
・空家等の除去に関する相談		
・空家等の利活用に関する相談		
・空家等の草木繁茂・害虫等の相談	くらし安全課	0495-35-1226

売る・貸す・管理する。
まとめて相談できるのが協定事業者の窓口です。

協定締結事業者による空家等に関する相談窓口（令和8年（2026年）3月現在）

窓口	サービス内容
akisol (アキソル) カスタマー サポート 【運営団体】 株式会社 ジチタイアド	草木の剪定、遺品整理、売却、相続など、空家に関する様々なお悩みに対応し、問題解決に向けた情報提供や、事業者とのマッチングなどを実施。 電話：0120-772-135（フリーダイヤル） 受付時間：平日9時～18時 ホームページ： https://akisol.jp/ メール： akisol@zaigenkakuho.com
空き家まるごと 解決システム 【運営団体】 株式会社 埼玉りそな銀行	提携企業と連携し、①発生抑制、②管理、③活用・流通の各ステージに応じて、空家の所有者のお悩みに沿った企業を紹介。 ホームページ： https://www.saitamaresona.co.jp/kojin/akiya/landing01/



その他、法律や不動産など、専門家による相談窓口については、こちらをご確認ください。

その他の関係団体による空家等に関する相談窓口
（令和7年（2025年）10月1日現在）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/39979/251001_kannkeidantai_renrakusaki.pdf



上里町空家等対策計画（概要版）令和8年（2026年）3月

発行：上里町 まちづくり推進課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 TEL 0495-71-6511

